

## 現行の環境基準の適用の考え方について (第3回水生生物保全小委員会 資料7)

### 1. 健康項目について

健康項目は26項目について環境基準が定められており、原則として全ての公共用水域に一律に適用されている。

#### 1.1 項目適用の除外例

人の健康保護の観点からの基準であるため、基準値超過が自然起因の場合であっても環境基準は適用されるが、達成状況の評価においては超過の原因が考慮されている。

ただし、海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しないこととされている。このため、海域及び海水の影響を強く受けることで基準を超過した地点は評価対象から除外されている。

#### 1.2 基準超過の取扱い

平成14年度の環境基準達成率はおよそ99%である。

基準値超過の例がある項目は、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の7項目である。その原因としては、自然由来が最も多く、他には事業場排水、休廃止鉱山排水等が原因として挙げられているが、原因が特定されていない地点も見られる。なお、自然由来の場合は対策として継続監視とされている場合が多い。

### 2. 生活環境項目について

生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に定められる。

生活環境項目のうち、BOD、COD等は原則として全ての公共用水域が類型あてはめの対象となるが、全窒素及び全磷については、植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼及び海域について類型あてはめを行うこととされている。

なお、湖沼については、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼についてのみ、その基準値を適用することとされており、全窒素の項目の基準値の適用を除外している水域がある。(表1)

#### 2.1 水域類型が指定されていない例

水域類型の指定については、その水域の特性や利水状況、人為活動の有無等により、必要な水域を明示して類型をあてはめることとしている。その結果として、小河川や水路、河川の最上流域、また外洋等においては、類型のあてはめがなされないこともある。

## 2.2 水域類型の指定における項目の適用に関して特別な運用がなされている例

水域によっては、自然汚濁の状況等の特性に応じた基準値の適用除外、特別の値の適用など、特別な運用がなされている例もある。(表2)

## 2.3 基準超過の取扱い

生活環境項目では、全項目において基準値超過の例がある。

BOD又はCOD、全窒素及び全磷については水域の環境基準達成状況等が公表されている。その他の項目では、項目ごとの測定検体数及び基準値超過検体数等が公表されている。

表1 政令委任除外水域(国指定水域)において全窒素の項目の基準値を適用しない湖沼

区分	水域名		類型
湖沼	北上川水系の北上川	四十四田ダム貯水池	湖沼
	那珂川水系の那珂川	深山ダム貯水池	湖沼
	利根川水系の利根川	矢木沢ダム貯水池	湖沼
		奈良俣ダム貯水池	湖沼
		藤原ダム貯水池	湖沼
	利根川水系の鬼怒川	川俣ダム貯水池	湖沼
	利根川水系の渡良瀬川	下久保ダム貯水池	湖沼
	利根川水系の神流川	草木ダム貯水池	湖沼
	荒川水系の荒川	二瀬ダム貯水池	湖沼
	多摩川水系の多摩川	小河内ダム貯水池	湖沼
	阿賀野川水系の阿賀野川	大川ダム貯水池	湖沼
	天竜川水系の天竜川	佐久間ダム貯水池	湖沼
	木曾川水系の揖斐川	横山ダム貯水池	湖沼
	小瀬川水系の小瀬川	小瀬川ダム貯水池	湖沼
吉野川水系の吉野川	早明浦ダム貯水池	湖沼	

表2 政令委任除外水域(国指定水域)において基準の適用に特別な運用がなされている例

区分	水域名	類型	項目	運用	
河川	北上川水系の北上川	北上川(2)	A	pH	基準値を適用しない
		北上川(3)	A	pH	基準値を適用しない
		北上川(4)	A	pH	北上大橋より上流については基準値を適用しない
	筑後川水系の筑後川	筑後川(3)	B	SS	上鶴堰より下流についてはE類型相当を基準とする